

会津若松市農業委員会農地移動適正化あっせん基準

(昭和54年 3月 1日施行)

(平成14年 3月26日改正)

(平成16年11月 1日改正)

(平成17年11月 1日改正)

(平成18年 9月26日改正)

(平成18年10月20日改正)

(平成20年 6月23日改正)

(平成23年 9月20日改正)

(平成26年10月20日改正)

(平成30年 4月 1日改正)

(令和 5年 1月 1日改正)

第1条 農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうちの農業を営む者についての要件

会津若松市農業委員会のおっせんにより、農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、農地中間管理機構及び農業者年金基金とし、農業を営む者の要件については、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (2) 会津若松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に定める認定農業者、認定就農者、所得目標水準に達している者
- (3) その農業経営における当該農地等の権利取得後の経営面積（農地所有適格法人にあっては、その面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。畜産経営にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、園芸作物の施設栽培等のような集約的な農業経営が行われている場合を除き、当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（別表1）を超えるものであること。ただし、第2号に掲げる者はこの限りではない。
- (4) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
- (5) その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

第2条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するおっせんの順位

おっせんの順位は、原則として認定農業者、認定就農者を第1順位とする。この場合認定農業者、認定就農者に対するおっせんが不成立の場合は他の農業を営む者におっせんすることとする。又は農業を営む者におっせんするよりも農地中間管理機構におっせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地中間管理機構におっせんする。

ただし、農業を営む者に対するおっせんが不成立の場合であって、おっせんに係る農用地等が離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金におっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金におっせんする。

第3条 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるおっせんの順位

- (1) 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積（別表２）との格差が小さい者に対して優先的にあつせんする。
- (2) 基本構想、農業振興地域整備計画、経営構造対策事業計画等において育成しようとする農業経営を行うとする者に対して優先的にあつせんする。
- (3) あつせんすべき農地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると思われる者に対して優先的にあつせんする。
- (4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと思われる者に対して優先的にあつせんする。
- (5) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と思われる者に対して優先的にあつせんする。

附 則

この基準は、昭和５４年３月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１４年３月２６日から施行する。

附 則

この基準は、平成１６年１月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１７年１月１日から施行する。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

平成１８年９月２６日附則で定めた別に定める日は、平成１８年１０月２０日とする。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

平成２０年４月２４日附則で定めた別に定める日は、平成２０年６月２３日とする。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

平成２３年８月２６日附則で定めた別に定める日は、平成２３年９月２０日とする。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

平成２６年８月２６日附則で定めた別に定める日は、平成２６年１０月２０日とする。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

平成３０年３月２２日附則で定めた別に定める日は、平成３０年４月１日とする。

附 則

この基準は、福島県の認定の日以降において別に定める日から施行する。

附 則

令和４年１２月１３日附則で定めた別に定める日は、令和５年１月１日とする。

別表 1

基準面積

(単位：アール)

経営形態	基準面積	備考
全経営形態	318	

別表 2

農用地等の権利取得後における農業委員会が定める経営面積

(単位：アール)

経営形態	目標面積	備考
土地利用型	1,650	水稲+穀類
水稲+野菜	685	